

「入札契約制度（素案）に係る説明会」質問に対する回答について

1. 入札方式について（建設コンサルタント）

（質問・意見）

業務委託について、原則、一般競争入札となり、業務内容によっては、指名競争入札となる場合もあるということで、どのような業務内容だと、指名競争入札になるのか。又、工事のように何円未満は指名競争入札になるのか。

（回答）

指名競争入札となる業務内容については、業務の性質又は目的が一般競争入札に相応しくない等と考えられる業務が該当する。また、一般競争入札か指名競争入札かの判断は、請負対象設計金額ではなく業務内容により行っていきたいと考えている。

2. 資格要件について（建設コンサルタント）

（質問・意見）

①営業所の所在地

これまで地元業者の育成という観点から、事務所によっては、入札方法は指名競争入札であり、業務の内容によっては、主に市内に本店又は営業所を有する者を指名していた。今後、一般競争入札を原則とする場合においても、業務内容によっては、営業所の所在地等も入札条件としていただきたい。

②配置予定技術者

これまで事務所によっては、配置予定技術者について、上水道設計業務の実績のみを条件とされている。一般競争入札の際に資格を求める場合、業務内容によっては、上水道設計業務の実績のみとしてほしい。

③客観数値

業務分野別年間平均実績高は、広島県から受注した実績高だけが対象か。また、市町からの受注も対象となるのか。

（回答）

①、②営業所の所在地等の入札参加資格要件は、令和8年度からの統一運用においても、事務所毎の従前のものを基本とします。

③測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係建設コンサルタント業務、その他業務の5業務分野については、広島県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿における総合数値及び格付を適用する予定です。総合数値の内、広島県が審査する客観数値には、市町から受注した実績高も対象となります。

なお、土木関係建設コンサルタント業務については、当面の間、他の5業務分野と同様に、広島県が審査した客観数値により登録業者の格付を行います。令和11・12年度名簿からは、水道企業団発注業務の業務成績などを主観数値として登録業者の評価に反映していく予定です。

2. 低入札価格調査制度について（建設コンサルタント）

（質問・意見）

低入札価格調査制度の調査内容について知りたい。また、調査を辞退することは可能か、辞退した際のペナルティはあるか。

（回答）

低入札価格調査制度の詳細な内容については、今後検討予定であり、次回の入札契約制度（案）の説明会時に示させていただきます。

3. 「物品・委託役務」について

（質問・意見）

「物品・委託役務」について、令和8年度からの制度統一はあるのか。制度統一をするのであれば、説明会の開催を希望する。

（回答）

物品・委託役務業務の入札契約制度につきましても、建設工事と同様に、令和8年度から統一することとしております。なお、所管は会計課となっております。

統一制度の内容につきましては、広島県の入札契約制度を基本としつつ、事業者の方や水道事業の円滑な運営を考慮した制度とすることとしております。詳細につきましては、以下のリンクからご確認ください。

説明会につきましては、業種が多岐に及んでおり、事業者数も多いことから、開催を予定しておりません。ご不明点等がございましたら、会計課へお問い合わせください。

リンク先：令和8年度からの入札契約制度の統一について

（物品・委託役務）

【<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp/file/business/setsumeikai02.html>】

※水道企業団 HP の質問フォームへご質問をいただいたものを掲載しております。